

令和8年度新入学児童の保護者の方へ

令和8年度 新入学児童生徒学用品費のお知らせ

中央区教育委員会教育長

—就学に必要な費用の援助が受けられます—

中央区では、お子様を小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、就学援助・就学奨励として学用品費等の援助を行っており、就学援助・就学奨励のうち新入学児童生徒学用品費については入学前に支給しています。

次の事項をよくお読みのうえ、希望する場合は受給申請書に必要事項を記入して、10月31日（金）までに教育委員会事務局学務課学事係宛てにご郵送ください（提出先は幼稚園、小学校ではありません）。

なお、**令和8年4月以降に学用品費等の受給を希望される方は、小学校入学後に再度申請していただくこととなります**（申請書等は入学後に学校で配布されます）。

□就学援助・就学奨励とは

就学援助とは、経済的な理由によって就学困難と認められる就学予定者又は児童生徒に対し、義務教育の円滑な実施に役立てるための就学奨励対策として、生活保護法に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給のほか、学校教育法に基づく就学援助費の支給を行う制度のことでです。

就学奨励とは、特別支援学級、特別支援教室又は通級指導学級に通う予定の就学予定者又は児童生徒に対し、就学の特殊事情を考慮し、ご家庭の負担を軽減するためにその費用の一部を補助する制度のことでです。

就学援助・就学奨励では学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、部活動費、校外活動費等が支給されます。

なお、今回の新入学児童生徒学用品費における就学援助支給額は小学校就学予定者77,060円、中学校就学予定者113,000円となります。就学奨励支給額は小学校就学予定者38,530円、中学校就学予定者56,500円となります。

※生活保護法に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給を受けている方は金額が異なります。

□就学援助・就学奨励の新入学児童生徒学用品費入学前支給の対象となる方

1. 就学援助を受けられる方は(1)～(3)の全てに該当している必要があります。

(1) 中央区にお住まいの方（区外にお住まいの方は住所地の教育委員会にお問い合わせください。）

(2) お子様が国公立小学校に入学予定の方

※特別支援学校に入学予定の方は、中央区で実施する就学援助の対象外となります。

【注意】新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた後、**令和8年4月に国公立小学校に入学しなかった場合や入学前に中央区から転出した場合は、新入学児童生徒学用品費を返還していただくこととなります。**また、私立小学校か国公立小学校のどちらに入学するか未定の場合でも申請していただけますが、**私立小学校に入学が決まった場合は支給金額を返還していただくこととなります。**その場合、申請書裏面にご記入いただいた私立小学校受験予定についてお電話で確認させていただくことがあります。

(3) 次のいずれかに該当する方

- ① 現在、生活保護を受けている方
- ② 現在、生活保護を受けていないが、令和6年度又は令和7年度において生活保護が停止又は廃止された方
- ③ 現在、生活保護を受けていないが、令和7年度において次のいずれかに該当する方
 - ア 区民税が非課税又は減免された方
 - イ 個人事業税が減免された方
 - ウ 国民年金の掛金が減免された方
 - エ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予がされた方
 - オ 児童扶養手当を受給している方（児童手当ではありません。）
 - カ 世帯の総所得額（※）が基準額未満の方（基準額は、世帯人員、世帯構成等により異なりますが、目安は次ページのとおりです。）

※総所得とは会社員の方であれば給与所得控除後の金額を、自営業の方であれば収入から経費を差し引いた金額を指します。

世帯人員	世帯構成	令和6年の 年間所得額
2人	母(40歳)、子(5歳)の場合	約299.6万円
3人	母(45歳)、子(中1)、子(5歳)の場合	約403.7万円
3人	父(35歳)、母(30歳)、子(5歳)の場合	約385.8万円
4人	父(35歳)、母(30歳)、子(5歳)、子(3歳)の場合	約463.8万円
5人	父(45歳)、母(40歳)、子(中3)、子(小6)、子(5歳)の場合	約565.4万円

※令和7年度の基準額からは変更になっています。

2. 就学奨励を受けられる方は(1)と(2)の両方に該当している必要があります。

(1) 中央区内にお住まいの方（区外にお住まいの方は住所地の教育委員会にお問い合わせください。）

(2) 次のいずれかに該当する方

① お子様が国公立の特別支援学級、特別支援教室又は通級指導学級に通う予定の方

※特別支援学校に入学予定の方は、中央区で実施する就学奨励の対象外となります。

② 就学相談を受け、お子様が学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度（特別支援学校の入学基準）に該当するが、国公立の通常学級に通う予定の方

※就学奨励にも所得要件があります。

□申請

1. 申請書類

(1) 令和8年度新入学児童生徒学用品費受給申請書兼口座振替依頼書 ※裏面もあります。

消せるボールペン、鉛筆書きは不可です。訂正する場合は、二重線で消し、余白にご記入ください。訂正印は不要です。なお、世帯の状況欄に書ききれない場合は申請書をコピーし、世帯の状況欄のみご記入ください。

(2) 申請者（保護者）の本人確認書類を添付の上、「令和8年度新入学児童生徒学用品費受給申請書兼口座振替依頼書」と同封し、次ページの郵送先へご提出ください。

○添付する申請者（保護者）本人確認書類（1又は2の提出が必要です。）

1. 個人番号カード（顔写真のあるもの）をお持ちの方

・個人番号カードの両面の写し

2. 個人番号カード（顔写真のあるもの）をお持ちでない方

・個人番号付き住民票と本人確認書類1種類の写し

本人確認書類の例：運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等

※個人番号通知カード（顔写真のないもの）は、添付の対象外になります。

2. 申請方法

申請書類を同封の返信用封筒に切手を貼付のうえ、中央区教育委員会事務局学務課学事係へご郵送ください。

※提出先は幼稚園、小学校ではありません。

3. 申請期限

令和7年10月31日（金）

4. 郵送先

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号
中央区教育委員会事務局学務課学事係

□税の申告（前年度の所得が基準額未満と思われる方）

税の申告がお済みでない場合（所得が給与所得のみであり、勤務先等で年末調整をされている方は除く。）は審査することができませんので、世帯の状況欄に記載された方のうち、税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告されていない方は収入の有無に関わらず、令和7年1月1日時点にお住まいのあった区市町村の税務担当課で申告してください。審査には生計を共にしている家族全員の所得状況の確認が必要になりますので、1名でも税の申告をしていない場合は審査を行うことができません。住民税の申告についてご不明な点等がございましたら、税務課課税係 3546-5270～5275へご連絡ください。

また、海外から転入し、日本で税の申告を行っていない方は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの総所得が分かる書類（海外の課税証明書又は会社から発行される源泉徴収票の写し等）をご提出ください。なお、外国語で書かれている部分は翻訳をつけ、外国通貨で書かれている部分は日本円に換算したおよその金額を余白に記入し、ご提出ください。

□結果

ご提出いただいた申請書類および申告済みの税情報を基に審査を行い、審査結果および支給金額を決定します。申請書の記載に不備がある場合や税の申告がお済みでない等の理由により、教育委員会で審査に必要な情報の確認ができない場合は審査することができませんので、申請の際には十分ご注意ください。

審査ができた場合は、審査結果を12月中旬頃に通知し、12月末に支給する予定です。

□問合せ先

中央区教育委員会事務局学務課学事係
電話 3546-5512～5514